

伝染病の登校停止・登校許可書の提出について

下記の伝染病は、「学校保健安全法施行規則18・19条」により、学校において予防すべき伝染病として登校停止基準が規定されています。感染した場合、登校をしないで安静にし、医師の治療を受けてください。医師の指定した登校停止期間は、出席停止の扱いになります。治癒するか、伝染のおそれがないと認められてから、登校してください。登校に関しては医師の許可を得て、下の許可書を提出してください。

<該当する伝染病>

【第1種】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る）

【第2種】インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱及び結核

【第3種】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症

----- (切り取り線) -----

登校許可書並びに欠席届

世田谷学園中学校

世田谷学園高等学校

校長 山本 慈 訓 殿

第 学年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

㊟

1. 疾病名

2. 登校停止期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 登校許可年月日

平成 年 月 日

感染のおそれがないものと認め、上記生徒の登校を許可します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

㊟